

大学生等応援金給付事業を開始します！

益城町在住の保護者等に扶養されている大学生等に3万円を給付！

コロナ禍の影響を受けている大学生等のみなさんに、生活・学業の継続を支援するため、3万円の応援金を給付します！

○ 対象者 申請時点で、益城町に住民登録している保護者等に扶養されている大学生等※1、2

※1 対象となる“大学生等”とは、学校教育法の規定に基づく「大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4、第5学年に限る）、専修学校（専門課程に限る）」及びこれらに準ずると認められる学校に在学中の方となります。

※2 会社等で働かたわら、夜間部（第二部）等で上記の学校等に在学中の場合は対象外となります。

○ 給付金額 3万円（1人1回限り）

○ 申請期間 令和3年5月6日(木)午前8時30分から令和3年9月30日(木)午後5時

○ 申請方法 ①町HPからの電子申請（下記URLは5月6日午前8時30分から公開）。

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0034486/index.html>



②申請書等の郵送による申請も可とします（様式は町HP上で公開）。

○ 必要書類 1 在学証明書 または 学生証 の写し

2 健康保険証 の写し（記号・番号・保険者番号欄を黒く塗りつぶしたもの）

3 学生本人名義の振込み先口座情報が確認できるものの写し（金融機関名、支店名、口座番号（記号）が確認できるものの写し）

○ 注意事項 ・申請の際は申請内容の確認を十分に行ってください。不備等により手続きが完了せず、学生本人と連絡が取れなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなします。

・万が一応援金の給付後に不正が発覚した場合には、給付を取り消すとともに、速やかに給付額を全額返還していただきます。

問合せ先

益城町役場 企画財政課 大学生等応援金給付担当

○報道資料に関する問合せ先 096-286-3223

○申請者専用の問合せ先 096-234-6150